

せいかつほご 生活保護のしおり

この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです。

個人の秘密は堅く守ります。

相談のある方は、窓口またはお電話で、お気軽にご相談ください。



相談・問い合わせ窓口

入間市福祉事務所（入間市役所 生活支援課 生活保護担当）

所在地 埼玉県入間市豊岡1-16-1

電話番号 04-2964-1111

内線 1355・1356・1357
1358・1359・1361

せいかつ ほ ご けんぼうだい じょう せいかつ ほ ご ほう もと
生活保護とは、憲法第25条や生活保護法に基づき、

「健康で文化的な最低限度の生活の保障」と

じりつ じょちょう もくてき せいど
「自立の助長」を目的につくられた制度です。

じょうけん み かた びやうどう せいかつ ほ ご りよう
条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。



じりつ じょちょう じりつ むけ りようしゃ あ じりつしえん おこな
※自立の助長とは 「3つの自立」に向け、それぞれの利用者に合った自立支援を行います。

- にちじょうせいかつじりつ じぶん けんこう せいかつかんり おこな にちじょうせいかつ じりつ めぎ
・日常生活自立 自分の健康・生活管理を行うなど、日常生活における自立を目指します。
- しゃかいせいかつじりつ しゃかいてき ちいきしゃかい いちいん じゅうじつ せいかつ おく
・社会生活自立 社会的なつながりができ、地域社会の一員として充実した生活が送れるよう社会生活の自立を目指します。
- けいざいてきじりつ しゅうしょく じしん しゅうにゆう え けいざいてきじりつ めぎ
・経済的自立 就職などにより、自身で収入を得ることで経済的自立を目指します。

しんせい 申請のステップ

せいかつ ほ ご りよう つぎ てつづ ひつよう
生活保護の利用には次の手続きが必要です。



そうだん 相談

せいかつ こま せいかつ ほ ご そうだん おも ふくしじむしょ し
「生活に困っている」「生活保護の相談をしたい」と思ったら、福祉事務所（市
やくしよせいかつしえんか そうだん そうだんじ せいかつじょうきょう しさんじょうきょう しゅうにゆう
役所生活支援課）にご相談ください。相談時には、生活状況や資産状況、収入
じょうきょう かくにん はんい はなし かま
状況などを確認しますが、できる範囲の話で構いません。



しんせい 申請



しんせい ふくしじむしょ しんせいしよ しさんじょうきょう かくにん しりよう も
申請には、福祉事務所にある申請書と資産状況を確認できる資料（お持ちの
ばあい ていしゅつ
場合）を提出してください。

ほんにん にゅういんちゆう らいしよ ばあい そうだん
※本人が入院中であるなど、来所できない場合はご相談ください。

さ せま じょうきょう あき ふくしじむしょ しよっけん せいかつほご
※差し迫った状況にあることが明らかなきは、福祉事務所が職権で生活保護を
かいし ばあい
開始する場合があります。

3

調査



資産、能力、他の制度、扶養義務者の援助など、生活保護に優先して活用できるものの有無を、各機関や扶養義務者に調査します。

預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属などの売却や活用が可能な資産がある場合は、その資産を売却して最低生活費に充てていただくことがあります。

※居住用の不動産、活用が見込まれる生命保険、原付自転車などは、保有を認められる場合があります（一定の条件があります）。

※扶養義務者が高齢であったり、長期間連絡が途絶えているなど、援助が期待できない場合や、DV（家庭内暴力）加害者であるなどの場合は、扶養照会を見合わせる場合があります。

4

決定

生活保護の利用ができるかどうか最低生活費（基準）と世帯の収入を比較して判定します。世帯の収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません（下図参照）。

結果は、申請した日から原則14日以内（最長30日以内）に通知します。

5

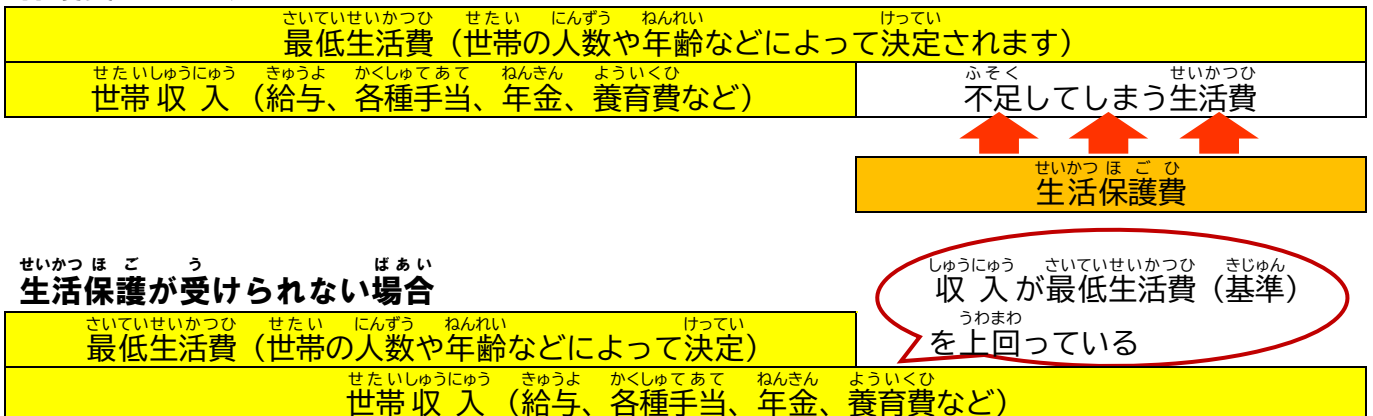
利用開始



生活保護の利用が決定したら、保護費の支給とケースワーカーによる支援を開始します。

※ケースワーカーとは、福祉事務所の職員で、社会福祉法第15条の規定に基づき、家庭訪問や面接などの調査活動と、保護措置の要否や種類を判断し、必要な生活指導などを行います。公務員としての守秘義務（職務上知ったことの秘密を守る義務）を負っています。

保護費の考え方



生活保護の種類

生活保護を利用する方は、生活上の必要に応じて、次の扶助が受けられます。

1 生活扶助

毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用で、個人の年齢や世帯の人数などで算定します。



5 介護扶助

介護サービスが必要な場合の費用です。自己負担分（1割）も含め、福祉事務所から直接介護機関に支払うため、原則自己負担は発生しません。



2 住宅扶助



家賃、地代、住宅の補修などの費用を限度額内で支給します。

6 出産扶助



出産に要する費用を限度額内で支給します。

3 教育扶助

義務教育を受けるために最低限必要な学用品、給食費などを支給します。



7 生業扶助

高等学校の費用や就職に必要な技能、資格修得や職業訓練にかかる費用を支給します。また、大学や専門学校への進学費用に対しても、さまざまな制度がありますので、相談してください。

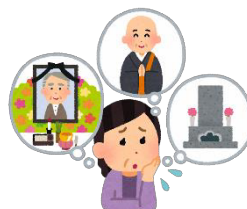


4 医療扶助



病気や怪我などをした場合の医療に必要な費用です。福祉事務所から直接医療機関に支払うため、保険適用内であれば、原則自己負担は発生しません。

8 葬祭扶助



世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などを限度額内で支給します。

- ※ 上記のほか、臨時に支給される扶助費もあります（住宅更新料など）。
- ※ 国民年金保険料、市県民税、NHK放送受信料、住民票交付手数料などの減免が受けられます。（国民健康保険からは脱退します）

けんり ぎむ まも 権利と義務（守っていただきたいこと）

せいかつほご りようかた つぎ けんり ぎむ まも
生活保護を利用する方には、次のような権利と義務（守っていただきたいこと）があります。

けんり 権利

1 不利益変更の禁止

せいとう りゆう ほごひ へ ほご と
正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を止められたりすることはありません。

2 公課禁止、差押禁止

う と ほごひ がっぴん たい ぜいきん さお
受け取る保護費や物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※せいかつほご かいし へんこう ていし はいし ばんしょ などでお知らせします。けつてい ないよう ふふく
生活保護の開始、変更、停止、廃止などは文書などでお知らせします。決定の内容に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に県知事に対して、審査請求することができます。

ぎむ まも 義務（守っていただきたいこと）

1 保護費を決められた目的のために使う

ほご う けんり たにん ゆず わた もくてき しきゅう
保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。また、それぞれの目的のために支給している保護費（家賃、給食費など）はきちんと支払い、滞納などはないように努めてください。

2 生活の維持向上に向けた努力をする

はたら かつ い じ こうじょう む どりよく
働ける方は能力に応じて働き、収入を得られるように努めてください。びょうき けが
働けない方は、病院を受診し、治療に専念してください。また、しゅうにゅうしゅつ たせいけい
収入支出その他生計の状況^{じょうきょう}を適切に把握するとともに、ししゅつ せつやく つと
支出の節約に努めてください。

3 生活保護法に基づく指導・指示を守る

ふくしじむしょ から てきせつ ほご ひつよう しどう しじ う まも
福祉事務所から、適切な保護をするために必要な指導・指示を受けたときには、これを守らなければなりません。

4 生活状況などに変化があったときは、すぐに届け出る

とどけで ほごひ ちょうせい つぎ ばあい ふくしじむしょ とど で
届出をもとに保護費を調整しますので、次のような場合はすぐに福祉事務所に届け出てください。

（1）世帯状況に変化があったとき（例）

- ・ じゅうしょ か てんきよ かなら じぜん そうだん
住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください）
- ・ かぞく へんか しゅつしょう しぼう てんにゅうてんしゅつ にゅうたいいん じこ けっこん りこん
家族に変化があったとき（出生、死亡、転入転出、入退院、事故、結婚、離婚など）
- ・ しゅうしょく りしょく
就職や退職をしたとき



- 健康保険の資格を取得、喪失したとき
- 帰省などで家を長期間留守にするとき
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- 家賃、地代が変更されるとき



(2) 収入に変化があったとき(例)

- 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき(高校生のアルバイト収入を含みます)
- 年金などの公的手当があったとき
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- 債務整理(個人の借金の整理)による過払い金があったとき
- 土地、家屋、自動車など資産の売却益があったとき
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき
- 保護開始前の事由により金品を得たとき(高額療養費、還付金など)



※収入申告を適正に行うと、次のような控除が適用できたり、収入として認定しない取扱いをできる場合があります。

※控除とは、ある金額(収入)から一定の金額を差し引くことです。控除された金額は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②20歳未満控除	20歳未満の者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立のために充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いができます。	

※その他、自立更生のために充てられると認められるものは、収入として認定しない取扱いができますので、申告するときに相談してください。

※収入を申告せずに生活保護を受けると、不正受給として扱われ、保護費の全部または一部を徴収されるほか、罰則(懲役や罰金)を受ける場合があります。

こんな制度もあります

生活困窮者自立支援制度



一人で悩まずに、まずはご相談ください。相談無料・秘密厳守

生活や仕事などでお困りの方、一人ひとりの状況に応じたサポートを行います。

こんなことにお困りではないですか？

仕事のこと

働きたいけれど自信がない
就職活動のしかたがわからない など



お金のこと

家賃や電気・水道料金などを滞納している
借金の返済がたいへんだ など



生活のこと

家庭のことで相談したい
周囲に頼る人がいない など



健康のこと

病気で働けなくなった
入院費用や介護費用が支払えない など



① 相談支援・就労支援
専任の相談員があなたの困りごとを聞き取り、どのような支援が利用できるか、あなたと一緒に考えます。

② 住まいの確保支援 (住居確保給付金)
離職や休業のため家賃の支払いが難しい方に、就職活動することなどを条件に、一定期間、家賃を支給します。

③ 就労への準備支援 (就労準備支援事業)
就労に不安を感じる方向けに、コミュニケーションや生活習慣などを身につけられるよう、セミナーを開催します。

④ 子どもの学習支援
生活にお困りの世帯の子どもを対象に、学習教室を開きます。また、家庭訪問や進路相談を行います。

⑤ 家計改善支援
家計表の作成、各種の給付や貸付の活用、債務整理等により家計の改善を支援します。

⑥ その他さまざまな支援
関係機関と連携し、利用できる制度、支援へとつながるようお手伝いします。

相談・問い合わせ
入間市役所 生活支援課 生活支援担当 (総合相談支援室内)
電話 04-2964-1111 内線 1312・1316・1317
月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 (祝日は休みです)